

第 6 期熊本市障がい福祉計画及び 第 2 期熊本市障がい児福祉計画の策定について

1 策定の根拠

< 第 6 期熊本市障がい福祉計画 >

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、障害福祉サービス等の必要量見込みやその確保策等を定める「市町村障害福祉計画」として策定する。

< 第 2 期熊本市障がい児福祉計画 >

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保策等を定める「市町村障害児福祉計画」として策定する。

2 計画期間

令和 3 年から令和 5 年までの 3 年間

令和 2 年度中に策定

「第 5 期熊本市障がい福祉計画及び第 1 期熊本市障がい児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間

3 主な内容

- ・ 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。
- ・ 第 5 期熊本市障がい福祉計画及び第 1 期熊本市障がい児福祉計画の実績を参考にするとともに、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行い、その円滑な提供及び必要な見込み量の確保のための方策について定める。
- ・ ニーズの把握については、令和 2 年度中に各種アンケート等の基礎調査を実施する。

4 策定の進め方

- (1) 学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等により構成される「熊本市障害者施策推進協議会」での計画案を審議
- (2) 当事者を対象とした各種アンケート等の基礎調査を基に計画案に反映
- (3) 障がい者団体等からの意見聴取、パブリックコメントの実施

5 主なスケジュール(予定)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業		骨格作成		素案作成		最終案作成		完成		
協議会等 ・ 障害者施策推進協議会 ・ 障がい者自立支援協議会		概要提示(本日)			素案提示		最終案提示(予定)			
		概要説明			素案説明		最終案説明			
団体からの意見徴収					素案への意見聴取					
アンケート等		当事者アンケート			パブリックコメント					

【参考】第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（国の計画の概略）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築